

# 学校法人会計について

## 【学校法人会計の概要】

国又は、地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」(文部科学省令)に従い、会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士又は監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務付けられている(私立学校振興助成法第14条)。

大学等の学校を設置している学校法人は、そのほとんどが国あるいは地方公共団体から経常費補助金を受けていることから、学校法人会計基準にしたがって会計処理を行っている。

「学校法人会計基準」に定められている計算書類は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表である。また、学校法人は、私立学校法の定めにより、これらの他に財産目録、事業報告書を作成することとなっている。

## 【企業会計との違い】

営利の追求を事業目的としている企業会計の考え方は、損益が重視され、収益と費用を正しく捉え、営業年度の正しい損益を計算し、また負債及び資本の状態を知ることによって、より収益性を高め財政的安全性を図ることを目的としている。

他方、教育研究活動を事業目的とする学校法人の会計では、損益という概念はなく、学校法人の永続的な発展と教育研究活動の円滑な遂行のために、収支の均衡の状況と財政の状態を正しく捉えることを目指している。

学校法人は極めて公共性が高い公益法人であり、その安定性、継続性が強く求められていることから、学校法人会計基準も長期にわたる収支の均衡を求める内容となっている。

## 【計算書類の種類】

国又は地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に則って、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。

### ①資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度に行った教育研究等の諸活動に対応して生ずるすべての資金の収入と支出の内容を明らかにすることを目的としている(学校法人会計基準第6条)。

また、そのような当該会計年度に行った諸活動との対応関係にかかわらず、当該会計年度中(4月1日～3月31日)において現実に収納し、又は支払った資金の収入及び支出について、その顛末を明らかにすることも、もう一つの目的となる。

### ②活動区分資金収支計算書

活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書の決算額を三つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにする計算書となる。

### ③事業活動収支計算書

当該年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入れ後の均衡の状況を明らかにし、経営状態を表す。従前の消費収支計算書と違い、収支状況について経常的及び臨時的収支に区分して表示し、それらのバランスを把握できる。企業会計の損益計算書の目的に類似した計算書となっている。

### ④貸借対照表

貸借対照表は、当該会計年度末時点における財政状態を表すもので、企業も学校法人も構造的に同様と考えることができる。ただし、企業会計では、資産及び負債の項目の配列は、原則として流動性配列法により、学校法人会計では、固定性配列法としている。

## 【基本金】

学校法人会計基準第29条では、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」と規定している。

基本金に組み入れるべき金額は、学校法人会計基準の第30条第1項において、第1号から第4号までの4つに分類され定められている。

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 第1号基本金 | 校地、校舎、機器備品、図書などの固定資産の取得価額        |
| 第2号基本金 | 固定資産を取得するために留保した預金等の資産の額         |
| 第3号基本金 | 奨学基金、研究基金等、基金として継続的に保持し、運用する資産の額 |
| 第4号基本金 | 学校法人の円滑な運営に必要な運転資金の額             |